

広域機関システムに関する第三者評価の実施について
(案)

広域機関システムに関して開発遅延及び不具合が発生している状況において、将来の開発に向けた再発防止及びシステムの信頼性担保を目的とした第三者評価を行う。

なお、広域機関システムに関する第三者評価を実施するにあたり、第三者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）及び事務局を支援する業務を外部委託により、実施することとする。

1. 第三者評価の実施概要

本機関の理事会の諮問機関として評価委員会（評価委員会の設置、委員の任命は別途付議予定）を立ち上げ、ドキュメント、当事者インタビュー等に基づき事実確認を行い、課題抽出、原因分析、再発防止策の検討等を行う。

2. 実施期間

平成28年10月～平成29年3月

3. 評価支援業務の外部委託方法

(1) 調達方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

(2) 入札スケジュール

平成28年 9月14日（水）	公告
平成28年 9月21日（水） 14時開始	入札説明会
平成28年 9月27日（火） 17時迄	入札に関する問い合わせ締切
平成28年 9月29日（木）迄	問い合わせに対する回答を公表
平成28年 10月5日（水） 15時必着	入札締切
平成28年 10月11日（火）迄	落札結果通知
平成28年 10月19日（水）迄	落札者との契約締結

(3) 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、別紙入札説明書一式のとおり。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

(4) 落札者の決定

開札の実施および落札者の決定は、総務部長が行うこととする。なお、落札者との契約締結にあたっては、別途、理事会にて議決をする。

以上

【添付資料】

別紙1 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札仕様書、適合証明書、質問票）

電力広域的運営推進機関
広域機関システムに関する
第三者評価支援業務委託
入札説明書

電力広域的運営推進機関

平成28年9月14日

1. 件名

広域機関システムに関する第三者評価支援業務委託

2. 調達方式

一般競争入札(最低価格落札方式)

2-1. 入札資格

- (1)平成28・29・30年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2)各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3)入札説明会に参加した者であること。
- (4)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。
- (7)自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。
(注1)取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
(注2)暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8)ピーク時の要員数500人以上、または年間契約金額10億円以上の規模の情報システム(以下、「大規模システム」という。)に対して、第三者評価を行った実績を有する者であること。
- (9)広域機関システムの企画、設計、開発、構築、運用、保守又は支援のいずれかに関する業務について直接的又は間接的にかかわっていない者であること。
- (10)受託者側の責任者は以下の資格要件をみたすこと。
 - ・プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーの経験があること。
 - ・情報システムに関する第三者評価又は大規模システムの監査を実施した経験がある

こと。

(11)受託者側の担当者は、情報システムに関する第三者評価又はシステム監査においてインタビューを実施した経験があること。

2-2. 入札説明会の実施

以下日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は参加すること。

(1)日時:平成28年9月21日(水)14時00分～

(2)場所:電力広域的運営推進機関(東京都江東区豊洲 6-2-15)

(3)参加資格:2-1 入札資格を満たす者

(4)その他:

- ・入札を希望する事業者は必ず参加すること。(不参加の場合は入札できないものとする)
- ・参加人数は各社2名までとする。
- ・受付にて名刺を1枚提出すること。

2-3. 入札方法

平成28年10月5日(水)15時必着で以下書類を郵送または持参すること。

(1)提出書類

- ・全省庁統一資格 資格審査結果通知書(写)
- ・契約書(案)
- ・適合証明書
- ・見積書(別途封入すること)

(2)提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

「広域機関システム第三者評価支援」入札係

2-4. 入札保証金及び契約保証金

免除

2-5. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価

格をもって入札した者を落札者とすることがある。

2-6. 落札結果の通知

平成28年10月11日(火)までに、入札者に対して落札結果を通知する。

2-7. 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、入札までに不渡手形または不渡小切手を出す等、履行能力を認められない者が行った入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3. 完了期限(納入物の提出期限)

平成29年3月31日(金)

4. 納入物

(1)インタビュー計画書、インタビュー調書、実施結果報告書の電子媒体(DVD-Rなど)1枚

(2)インタビュー計画書、インタビュー調書、実施結果報告書 2部(ファイルに整理すること)

5. 納入場所

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 監査室

6. 検収条件

納入物の検査合格(納入物の内容が本契約の内容に適合すると判断された場合)をもって検収とする。

7. 支払条件

検査後払(検収後、翌月末払い)とする。

8. 見積条件

(1)見積金額には本契約の履行に関して必要な一切の費用を含めること。ただし、東京23区外への出張経費は本見積りに含めないこと。

(2)見積書には入札金額の総額(税込み)および内訳を必ず記載すること。内訳には、入札仕様書の3.(1)評価計画策定、3.(2)事実確認、3.(3)事実整理、3.(4)評価、についてそれぞれの工数および経費がわかるようにすること。

(3)見積書には記名押印のうえ提出すること。

※なお、必要に応じて見積金額の算定根拠を明示して頂く場合があります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

本入札に際して知り得た広域機関の業務上、技術上の秘密及び情報(個人に関する情報含む)を目的外使用しないこと。また、第三者に漏えいしないこと。

10. 特記事項

(1)本説明書および仕様書に記載されている事項について不明な点は、平成28年9月27日(火)17時まで以下問い合わせ先へ電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、平成28年9月29日(木)までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ(契約担当)

メールアドレス:keiyaku@occto.or.jp

(2)本説明書および仕様書に記載のない事項および疑義については、協議のうえ決定することとする。

(3)本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。

以上

電力広域的運営推進機関
広域機関システムに関する
第三者評価支援業務委託
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

平成28年9月14日

1. 件名

広域機関システムに関する第三者評価支援業務委託

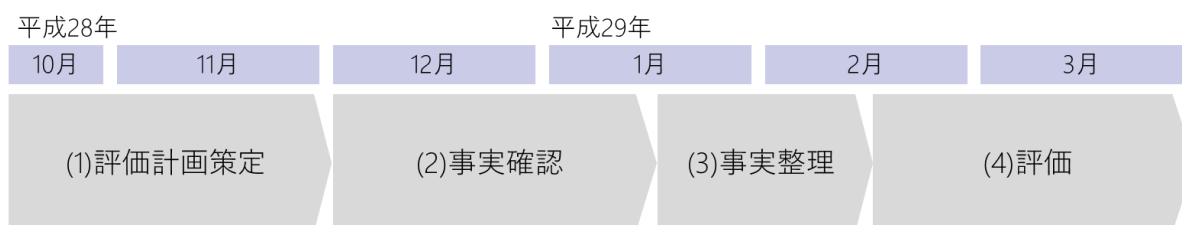
2. 目的

本機関は、本年4月に運用を開始した、広域機関システムにおいて発生している開発遅延及び不具合によって関係事業者の皆さまにご迷惑をおかけしている。

発生した事象の真因を把握し、将来の開発に向けた再発防止及びシステムの信頼性担保を目的に、本機関の理事会の諮問機関として第三者評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を立ち上げる予定である。受託者は、評価委員会の事務局を支援し、当事者インタビューを中心とした事実整理等を行う。

3. 実施内容

以下図のスケジュールに沿って進めること。



(1) 評価計画策定

① 既存資料の確認

受託者は、事務局から提示される以下の既存資料を確認する。

ア 広域機関システム開発提案依頼書(以下RFPという。)

イ 提案書

ウ 基本設計書

エ 打合せ資料・議事録

オ その他発生したトラブルに関する資料

② 評価フレームとインタビュー計画書の作成

受託者は、評価委員会及び本機関の事務局とともに、評価フレーム、仮説、インタビューテーマ、対象者を議論し計画を策定する。

週1回のペースで開催し議論を進め、11月末までに取りまとめを行う。

打合せの開催に関しては、本機関の指示に従い、打合せの議論を踏まえた論点整理及び議事進行などを行う。なお、会場は本機関内会議室を原則使用することとする。

(2) 事実確認

① 当事者インタビュー

インタビューの日時、場所の調整は事務局にて行うため、受託者は調整結果に従いインタビューする。

ア 対象者:50名

イ インタビュー時間:一人当たり1.5時間

ウ インタビュー場所:

本機関内会議室を原則とするが、システム開発拠点(茨城県日立市)や都内等へ出張する場合がある。

エ その他:本機関事務局が原則同伴しサポートする。

②インタビュー調書作成

上記①のインタビュー結果を取りまとめ、調書を作成する。

(3)事実整理

①受託者は、インタビュー調書をもとに事実を体系的に整理し、評価報告書目次(案)の3. 事実関係の整理の章までを執筆する。

<評価報告書目次(案)>

1. はじめに
2. 評価の概要
 - 2-1.目的
 - 2-2.スケジュール
 - 2-3.体制
 - 2-4.評価対象
 - 2-5.評価フレーム
3. 事実関係の整理
 - 3-1.システムの現状
 - 3-2.事象発生に至る経緯
 - 3-3.ドキュメント、証跡類
 - 3-4.インタビュー調書
4. 評価
 - 4-1.課題抽出(評価委員会との調整により内容を決定)
 - 4-2.今後の対策(評価委員会との調整により内容を決定)
 - 4-3.評価まとめ
5. 結論

(4)評価

本機関の事務局は、評価フレームに基づいて整理した(3)の事実整理の結果をもとに評価報告書の4. 評価の章を執筆し、受託者は事務局に対してQ&A対応を中心とした執筆支援を行う。

(5)その他

本業務の実施に当たって必要となる事項については、適宜、本機関と調整を実施し、また、受託者における検討状況については、適宜、本機関に報告すること。

東京 23 区外への出張経費は実費払いとし、詳細は別途協議する。

4. プロジェクト体制

(1) 資格要件

① 受託者側の責任者

- ・プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーの経験があること。
- ・情報システムに関する第三者評価又は大規模システム※の監査を実施した経験があること。

※ピーク時の要員数500人以上、または年間契約金額10億円以上の規模の情報システムをいう。

- ・マネジメント業務を行い、必要に応じて打合せに参画等を行うこと。

② 受託者側の担当者

- ・情報システムに関する第三者評価又はシステム監査においてインタビューを実施した経験があること。

- ・インタビューの実施およびその他プロジェクト作業を中心に行うこと。

本機関は、次の場合は受託者に対して責任者又は担当者の交代を要求することができる。

ア 責任者又は担当者の業務実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき

イ 責任者又は担当者のスキル不足等により、業務の遂行に著しく支障が生じると本機関が認めるとき

(2) 体制

プロジェクト体制を以下に示す。



5. 完了期限

平成29年3月31日まで

6. 納入物

(1) インタビュー計画書、インタビュー調書、実施結果報告書の電子媒体(DVD-R など)1枚

(2)インタビュー計画書、インタビュー調書、実施結果報告書 2部(ファイルに整理すること)

7. 納入場所

電力広域的運営推進機関 事務所(監査室)

以上

適合証明書

区分	入札説明書記載箇所	機能	適合※1	補足※2
入札資格	2-1 (1)	平成28・29・30年度の競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。		
	2-1 (2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2-1 (3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2-1 (4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2-1 (5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2-1 (6)	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。		
	2-1 (7)	自己、自社若しくはその役員等(注1)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力(注2)でない者であること。 (注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 (注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2-1 (8)	ピーク時の要員数500人以上、または年間契約金額10億円以上の規模の情報システム(以下、「大規模システム」という。)に対して、第三者評価を行った実績を有する者であること。		
	2-1 (9)	広域機関システムの企画、設計、開発、構築、運用、保守又は支援のいずれかに関する業務について直接的又は間接的にかかわっていない者であること。		
	2-1 (10)	受託者側の責任者は以下の資格要件をみたすこと。 ・プロジェクトマネージャーまたはプロジェクトリーダーの経験があること。 ・情報システムに関する第三者評価又は大規模システムの監査を実施した経験があること。		
	2-1 (11)	受託者側の担当者は、情報システムに関する第三者評価又はシステム監査においてインタビューを実施した経験があること。		

※1 適合については、「○(要件を満たしている)」、「△(条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす)」、「×(要件を満たしていない)」で記述をお願いします。また、「△」を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、添付資料がある場合は同封し提出をお願いします。

別紙1

「電力広域的運営推進機関 広域機関システムに関する第三者評価支援業務委託」に関する質問等

No.	質問日	質問者 (会社名, 所属, 役職, 氏名)	仕様書該当箇所 (ページ, 項目等)	質問
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

電力広域的運営推進機関